

# 株式会社アクトビ定款

## 第1章 総 則

### (商号)

第1条 当会社は、株式会社アクトビと称し、英文では、A C T B E I n c .と表示する。

### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピュータソフトウェアの企画、開発、保守、管理及びこれらに関するコンサルティング業務
- 2 コンピュータソフトウェア・ハードウェア、情報通信システム及びそれらの周辺機器・関連機器の販売、輸出入並びにこれら商取引の代理、仲立に関する業務
- 3 コンピュータシステム及び情報通信技術に関するコンサルティング業務
- 4 インターネットを利用した情報処理、情報提供サービス及び広告、宣伝、マーケティングリサーチ等に関する業務及び代理業
- 5 企業の経営指導、経営診断、財務相談等の経営全般にわたるコンサルティング業務
- 6 広報戦略に関する調査及びコンサルティング業務
- 7 企業の海外進出に関する支援業務
- 8 有料職業紹介事業及び労働者派遣事業
- 9 人材育成のための教育、研修、コンサルティング業務
- 10 飲食店及びイベントスペースの企画運営
- 11 食料品、衣料品及び日用品雑貨の企画、制作、販売及び輸出入
- 12 出版物及び電子出版物の企画、制作、刊行及び販売
- 13 不動産の賃貸、経営及び管理
- 14 前各号の事業に関するコミュニティベースのアウトソーシング事業
- 15 前各号に附帯関連する一切の事業

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

### (機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

### (公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、40万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付

する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会は、取締役社長が招集し、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の責任の一部免除)

第26条 当会社は、会社法第423条第1項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第425条第1項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、3名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(報酬等)

第31条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第32条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第34条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第35条 配当財産が金銭である場合は、その支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第7章 附則

(事業年度に関する経過措置)

第36条 第32条の規定にかかわらず、第7期の事業年度は、令和6年2月1日から令和6年4月30日までとする。